

沖縄県契約審議会について

1 沖縄県契約審議会の概要

(1) 設置根拠

沖縄県の契約に関する条例第7条

(2) 設置目的

条例の目的である「公共サービスの品質の確保及び向上」を図るため、基本理念を踏まえ県が取り組むべき方針（取組方針）の策定等に当たり 外部有識者等による第三者機関の意見を聞くことで、取組方針の策定過程における客観性及び公正性の確保や、専門的知見の反映により取組改善に繋げること等により、条例の実効性を確保する。

(3) 担当事務

- ア 取組方針の策定に当たって調査審議し意見を述べる。
- イ 知事の諮問に応じて、県契約に関する重要事項について答申し、又は建議する。

(4) 組織・構成

- ア 人数 8人以内
- イ 構成 学識経験のある者、労働者団体を代表する者および
経営者団体を代表する者のうちから知事が任命
- ウ 任期 3年

2 今年度の審議事項

条例第6条に基づき策定する「取組方針」（県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針）について、知事の諮問に応じて 調査審議し、答申を行う。

「沖縄県契約審議会」及び「取組方針」策定スケジュール

